

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 2 6 日

提出者 国立市長 永 見 理 夫

(説 明) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 2 6 年 1 0 月国立市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 2 号中「平成 2 6 年政令 2 1 3 号」を「平成 2 6 年政令第 2 1 3 号」に改める。

第 4 2 条第 4 項中「特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、児童福祉法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当た

って、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に係る部分に限る。）」を加え、同条第8項中「本文」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。